

事務連絡
令和4年3月8日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部建設安全対策室長 殿

岡山労働局労働基準部健康安全課長
(契印省略)

労働安全衛生規則第567条第2項、第3項の措置義務について（疑義照会）

標記について、当局管内において下記1のとおり疑義が生じたので、下記2のように取り扱ってよろしいかお伺いします。

記

1 疑義

労働安全衛生規則第567条第2項においては、「事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。（1号～9号略）」と規定され、同条第3項においては、「事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。（1号、2号略）」と規定されている。足場の組立て（新設）の後において、下請け事業者が足場における作業を行うに際し、足場の組立て設置業者又は元方事業者等の注文者が同規則第655条第1項、第2項に掲げる措置を履行していない場合、下請け事業者同規則第567条第2項、第3項の措置義務はあるか。

2 当局の見解

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成27年5月20日付基安発0520第1号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について」の別紙）において、第3-3(5)足場の点検 エに「従業員数の少ない事業者又は注文者にあつては、足場の組立て等の作業に係る当事者以外には、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者が確保できない場合も考えられる。この場合には、足場の組立て等に係る当事者に足場の点検を実施させても差し支えないこと。」と記されており、足場の点検に関する十分な知識・経験を有さない下請け事業者においては、足場の組立て設置業者又は元

方事業者等の注文者において点検した記録を確認することにより、同規則第 567 条第 2 項の点検をしたものと評価し、また、足場の組立て設置業者又は元方事業者等の注文者が点検の記録、保存をしておれば、下請け事業者は同条第 567 条第 3 項の点検の記録、保存の義務を果たしていると考えられる。

一方、足場の設置業者等が当該措置を講じていない場合は、原則どおり下請け事業者に当該義務があると考えられる。